

小委員会交渉議事録

- 1 日 時：令和6年2月9日（金）午後4時50分～4時55分
- 2 場 所：上本町共通会議室1
- 3 議 題：夏季休暇の改正について
- 4 出席者：局 側：職員課長 他3名
組合側：委員長 他7名

5 内容

（局）

それでは、ただいまから夏季休暇の改正についての交渉を始める。

夏季休暇については、これまで7月1日から9月30日を使用可能期間として付与してきたが、国家公務員においては、現行の夏季休暇の使用可能期間が業務の繁忙期であること、また、その他の業務の事情により当該期間内に休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員について、休暇の使用可能期間を6月から10月に拡大することとされ、令和5年12月1日付け総務省通知により、各地方公共団体においても規定改正などの所要の措置を講じるよう通達があったことを踏まえ、令和6年1月17日の市労連交渉において期間の見直しが確認され、詳細は単組確認事項とされたところである。

以上を踏まえ、当局においても夏季休暇の使用可能期間を見直してまいりたいと考えているので、その取扱いについて担当係長から説明させていただく。

（局）

それでは、私の方から夏季休暇使用可能期間の見直しについて説明させていただく。夏季休暇については、現行制度において、職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合において、7月1日から9月30日までの間において、5日を超えない範囲内で必要と認める期間、付与することとしている。今回、市労連交渉において確認された制度は、職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家族生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合において、7月1日から9月30日までの間、5日を超えない範囲内で必要と認める期間としつつ、業務の都合により当該期間内に休暇を使用することが困難な状況にある場合にあっては、管理監督者の承認を得て、6月1日から10月31日の期間に休暇を使用することができるとするものであり、当局においても同様の運用を行いたいと考えている。

なお、業務の都合により当該期間内に休暇を使用することが困難な状況にある場合の期間の延長の判断については、所属長が、業務の状況に鑑み期間を延長する必要があると判断し、その旨を職員課長に申し立て、必要と認める場合に、職員課長がその期間

延長を承認するという運用を考えている。

この運用については、令和6年6月1日から開始したいと考えている。

以上が夏季休暇の使用可能期間の見直しについての説明となる。労働組合のご意見を伺いたい。

(組合)

夏季休暇の使用可能期間の見直しについては、1月17日の市労連交渉の場でも申し上げたが、期間を延長することで年次休暇の取得が鈍化する恐れがあると考えている。

水道局においては、予算要求などにより8月から9月にかけて業務が繁忙となっ
ているが、これまでの実績を考慮すると、夏季休暇が取得できないような状況にはな
っていないと考えている。実際、夏季休暇の取得状況については、毎年99%程度の取得
率であると認識しており、安易に期間の延長ができるという認識に立つべきではない
と考えている。

また、延長の判断を行う所属長についても、現在、局内においてサービス残業の原因
と防止策が示されていない状況下において、ゆとり豊かさを求める労働組合として常
日頃から超過勤務と休暇取得状況チェックをしている立場からすれば、その判断を安
易に所属長に託しても良いものかと考えており、非常に悩ましく思っている。

サービス残業問題は、別課題であるが、労務管理の中心となる管理監督者(所属長)に
対する信頼回復が先決ではないかとは考えるが、このあたりも含め、引き続きの小委員
会で局の考えも確認しながらその是非を判断していきたいと考えている。

いずれにしても、本日は説明があったばかりであるため、一旦持ち帰り多角的に検討
させていただき、次回小委員会に臨むこととする。

(局)

それでは、夏季休暇の使用期間の延長について、持ち帰り検討いただくということで
あり、引き続き、小委員会での協議をお願いする。本日の交渉はこれで終了させてい
ただく。